

登米市上下水道部水道水の放射能測定結果について

登米市上下水道部浄水場の水道水について放射能測定を行いました。  
結果は、いずれの採取場所でも放射性セシウムは検出されませんでした。

1 水道水採取日                    令和 7 年 8 月 18 日（保呂羽、錦織、米谷、米川、楼台、大綱木、大萱沢）  
                                         令和 7 年 8 月 19 日（石越）  
                                         令和 7 年 8 月 20 日（合ノ木）

2 測定機関                        株式会社 江東微生物研究所

3 測定結果

（単位：Bq/kg）

| 水道水の採取場所                                       | セシウム 134                      | セシウム 137    |
|------------------------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 保呂羽浄水場    出口                                   | 不検出(0.8 未満)                   | 不検出(0.8 未満) |
| 石越浄水場      出口                                  | 不検出(0.8 未満)                   | 不検出(0.9 未満) |
| 錦織浄水場      出口                                  | 不検出(0.7 未満)                   | 不検出(0.7 未満) |
| 米谷浄水場      出口                                  | 不検出(0.7 未満)                   | 不検出(1.0 未満) |
| 米川浄水場      出口                                  | 不検出(0.9 未満)                   | 不検出(0.8 未満) |
| 楼台浄水場      出口                                  | 不検出(0.7 未満)                   | 不検出(0.7 未満) |
| 大萱沢浄水場    出口                                   | 不検出(0.8 未満)                   | 不検出(0.7 未満) |
| 合ノ木浄水場    出口                                   | 不検出(0.8 未満)                   | 不検出(0.9 未満) |
| 大綱木浄水場    出口                                   | 不検出(0.9 未満)                   | 不検出(0.8 未満) |
| ※<br>厚生労働省が定めた水道水の管理目標値<br>平成 24 年 4 月 1 日から適用 | 1 0<br>[セシウム 134 及び 137 の合計値] |             |

- 「不検出（～未満）」は、測定結果が検出下限値未満であることを意味します
- 放射能の特性として同じ機器で測定しても、検体ごとに検出下限値は変動します
- 「〇〇浄水場出口・不検出（0.5 未満）」は、「〇〇浄水場出口で採取した水の放射性セシウム濃度は 1 kgあたり 0.5Bq 未満」であることを意味します

※ 水道水の管理目標値

平成 24 年 4 月から、食品衛生法の規定に基づく飲料水の基準値が 10Bq/kg に設定されました。それに伴い、厚生労働省では水道水中の放射性セシウムの管理目標値を 10Bq/kg と設定しました。

なお、放射性ヨウ素については、半減期が短く周辺環境においても検出されていないため設定されていません。

## 登米市上下水道部水道水の放射能測定結果について

登米市上下水道部浄水場の水道水について放射能測定を行いました。

結果は、いずれの採取場所でも放射性セシウムは検出されませんでした。

- 1 水道水採取日                      令和 7 年 5 月 20 日（石越、合ノ木、大綱木）  
                                         令和 7 年 5 月 21 日（保呂羽、錦織、米谷、米川、楼台、大萱沢）

- 2 測定機関                              株式会社 江東微生物研究所

- 3 測定結果

（単位：Bq/kg）

| 水道水の採取場所                                       | セシウム 134                     | セシウム 137    |
|------------------------------------------------|------------------------------|-------------|
| 保呂羽浄水場      出口                                 | 不検出(0.9 未満)                  | 不検出(0.8 未満) |
| 石越浄水場        出口                                | 不検出(0.7 未満)                  | 不検出(0.8 未満) |
| 錦織浄水場        出口                                | 不検出(0.8 未満)                  | 不検出(0.8 未満) |
| 米谷浄水場        出口                                | 不検出(1.0 未満)                  | 不検出(1.0 未満) |
| 米川浄水場        出口                                | 不検出(0.8 未満)                  | 不検出(0.6 未満) |
| 楼台浄水場        出口                                | 不検出(1.0 未満)                  | 不検出(0.8 未満) |
| 大萱沢浄水場      出口                                 | 不検出(0.7 未満)                  | 不検出(0.7 未満) |
| 合ノ木浄水場      出口                                 | 不検出(0.8 未満)                  | 不検出(0.6 未満) |
| 大綱木浄水場      出口                                 | 不検出(0.8 未満)                  | 不検出(0.7 未満) |
| ※<br>厚生労働省が定めた水道水の管理目標値<br>平成 24 年 4 月 1 日から適用 | 10<br>[セシウム 134 及び 137 の合計値] |             |

- 「不検出（～未満）」は、測定結果が検出下限値未満であることを意味します
- 放射能の特性として同じ機器で測定しても、検体ごとに検出下限値は変動します
- 「〇〇浄水場出口・不検出（0.5 未満）」は、「〇〇浄水場出口で採取した水の放射性セシウム濃度は 1 kgあたり 0.5Bq 未満」であることを意味します

### ※ 水道水の管理目標値

平成 24 年 4 月から、食品衛生法の規定に基づく飲料水の基準値が 10Bq/kg に設定されました。それに伴い、厚生労働省では水道水中の放射性セシウムの管理目標値を 10Bq/kg と設定しました。

なお、放射性ヨウ素については、半減期が短く周辺環境においても検出されていないため設定されていません。